

我が国の原子力損害賠償制度の概要

我が国では、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的として、以下のとおり原子力損害賠償制度を設けている。

【原子力損害の賠償に関する法律】

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。
(無過失責任、責任集中、無限責任)
- ※「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいう。
- 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を義務付け。
＝ { 原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）
原子力損害賠償補償契約（政府補償契約） } の締結
- 賠償責任が賠償措置を超える場合の政府の援助や異常に巨大な天災地変又は社会的動乱により原子力損害が生じた場合の政府の措置を規定。
- 和解の仲介や原子力損害の範囲等の判定指針を行う原子力損害賠償紛争審査会について規定。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律】

- 民間保険契約で補えない損失を補償するため、政府と原子力事業者が締結する原子力損害賠償補償契約の締結や補償金の支払等について規定。

